

弁護団からのメッセージ

弁護団長

岩村 智文

川崎合同法律事務所



労働者支配の打破に向け 知恵と力を発揮しよう

勝利和解おめでとうございます。

1960年代から始まった差別に抗し、職場で営々とたたかいつづけ、ついには第三者機関に申し立て、今回の解決に至った皆さんの感慨はいかばかりでしょう。

解決の眼目は、東芝による労働者支配の最も有効な武器の一つであった差別を是正させることでした。この点で和解内容はどうだったのでしょうか。

まず、注目すべきは、「人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会」が和解協定の当事者となって会社と調印したことです。東芝から和解の主体と認められたのです。このことの持つ意味はきわめて大きいものがあります。それだけではありません。協定書によれば、「明るくする会」は、「今後……、同種の紛争が再発しないよう……努力」しなければならないのですから、「明るくする会」は、これから職場における差別防止隊の役割を担うことになったわけです。

ついで、具体的な申立人らに対する差別是正の点では、神奈川県労働委員会で申立が棄却された2名も含め、申立人現役7名全員の処遇是正がなされ、そのうえ、申し立てしていなかった、「明るくする会」の東芝、東芝関

連企業在籍者全員の処遇が見直されたことです。協定書にこのことが明記されています。棄却された2名、申立外在籍者の是正が明記されたことは、これまで差別施策をとり続けてきたことを東芝に事実上認めさせたことと同じです。さらに、協定書には、東芝は「他の従業員と同様に公正に取り扱うものとする」とあって、今後東芝が差別施策をとり得ないよう縛りがかけられています。

今回の和解は、差別に抗し、たたかいつづけてこられた皆さんだけでなく、東芝、東芝関連企業の労働者に明るい灯をともしものになるでしょう。今、東芝は新たな労働者支配の人事管理制度を導入し、労働者一人ひとりを個別化・分断し、企業利益増大に邁進しようとしています。

たたかいはこれからです。皆さんの真価は、東芝、東芝関連企業に働く労働者の中に、労働者支配を打ち破る砦を築き、労働者の権利、労働条件を守り発展させることができたときに認められるでしょう。

知恵を絞り、力を合わせ、力強く前進されることを期待します。